省令

○総務省文部科学省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第四項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十七年総務省文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（財務諸表） **第二条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。 （通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める書類） **第三条の二**　機構に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。 （会計監査報告の作成） **第三条の三**　［略］	（財務諸表） **第二条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 ［条を加える。］ （会計監査報告の作成） **第三条の二**　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令第二条の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。